

共同事業者の居住要件に係る緩和措置について

本事業は、原則、新築の住宅（以下、「対象住宅」）を取得した建築主本人または購入者本人（以下、「共同事業者」といい、対象住宅が「長期優良住宅、ZEH水準住宅」においては「若者夫婦世帯」または「子育て世帯」として共同で申請をする子や配偶者等を含むものとします。）が対象住宅に居住することを前提に補助を行う事業です。

ただし、共同事業者の意思によらないやむを得ない事情により、対象住宅へ居住できないと事務局が判断する場合、当該居住要件について緩和（以下、「本緩和措置」）を受けることができます。

本緩和措置を受けるための手続きは以下の通りです。（当該手続きを「個別相談」といいます。）

① 個別相談の対象

以下のすべてに該当すること

- すでに本事業の交付申請を行い、交付決定を受けている補助事業である
- 共同事業者のいずれかまたは全員が、本人の意思によらないやむを得ない事情により、対象住宅に入居する（住民票の住所を対象住宅に移す）ことができない^{*1}

「本人の意思によらないやむを得ない事情の例」

- ・雇用主から、帰任を前提とした転勤の指示を受けた（単身赴任等）
- ・自治体や警察等からの指導に基づき、住民票の移動を控えている（ストーカーやDV被害等）
- ・法令により国内に住民票を置くことができない（外国からの外交官や軍人等）
- ・その他、交付申請以降に生じた予測し得ない事情（災害、難病等）

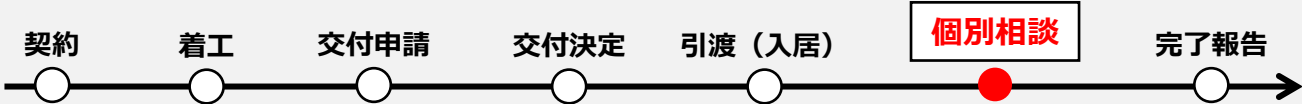
等

- 共同事業者は当該事情が解消された後、すみやかに対象住宅に居住する意思を有する

^{* 1} 共同事業者の全員が入居することができない場合、共同事業者の配偶者や扶養親族、その他生計を一にする者のいずれかが対象住宅に居住すること。

② 個別相談の時期

対象住宅の引渡後、完了報告の提出前に行います。



③ 個別相談の必要書類

個別相談には、下表の書類の提出が必要です。（A、B、Dの書類は必須。C、Eは該当する場合のみ提出）

なお、事務局は、相談内容に応じて、別途追加書類を求めることがあります。

提出が必要な書類		必要数
A	【事務局指定】個別相談依頼書	1部
B	共同事業者全員分の住民票の写し (長期優良/ZEH水準住宅を申請する若者夫婦世帯において、住民票の写しで夫婦であることが確認できない場合、戸籍全部事項証明書の写しも併せて提出)	共同事業者ごとに各1部 (戸籍は1部で可)
C	GX志向型住宅の場合 または 共同事業者の全員が居住できない場合のみ提出 共同事業者に代わって対象住宅に居住する者※の住民票の写し・戸籍全部事項証明書の写し ※申請者の配偶者、扶養親族、その他生計を一にする親族であること	各1部
D	対象住宅に居住できない事由について第三者が証明する書類※ ※証明者が「【事務局指定】非居住事由証明書」を作成し、提出することも可	事由ごとに1部
E	申請する住宅が「長期優良/ZEH水準」で、同居する親等が建築主（購入者）である若者夫婦世帯の場合のみ提出 建物の不動産登記 全部事項証明書（※所有権が確認できるもの）	1部

④ 個別相談の提出

事務局からの指示に従い、みらいエコ住宅2026事業専用ポータル（以下、「ポータル」）上の「変更依頼」から③の必要書類を添付してください。ポータル操作については、「操作説明書」を参照してください。

- 「変更依頼」から個別相談必要書類提出における注意点
- ・本ポータルの（担当者アカウント）でログインしてください。
 - ・依頼種別は「その他事務局から指示があった場合」をプルダウンで選択してください。
 - ・依頼内容は「個別相談」と記入ください。

※なお、当該「個別相談」の提出状況および、対応状況については、本ポータル上でのみ確認できます。
依頼内容が対応完了するまで、本ポータル上（変更依頼画面）で状況をご確認いただくようお願いいたします。
事務局での変更依頼対応は、対応完了まで一定の時間を要します。

※個別相談には、事前に本事業の「お問い合わせ窓口」への問い合わせが必要です。事前の問い合わせがない個別相談は受理されませんのでご注意ください。

⑤ 個別相談の結果

事務局は、提出された書類により、共同事業者の意思によらないやむを得ない事情により、対象住宅へ居住できないと判断した場合、「個別相談確認書」を発行します。
発行後の「個別相談確認書」はポータル上の「変更依頼」からダウンロードできます。

※ 個別相談の結果、本緩和措置を受けられない場合、事務局は、交付決定の取り消しを行い、交付済みの補助金について、みらいエコ住宅事業者（以下「補助事業者」）に返還を求めます。



⑥ 完了報告の提出

補助事業者は、本緩和措置を受けた共同事業者の住民票に代わり、本個別相談確認書を添付することで、完了報告の提出を行うことができます。

※ 本緩和措置の対象であっても、完了報告で他の補助要件（住宅の省エネ性能等）を満たさないことを確認した場合、事務局は、交付決定の取り消しを行い、交付済みの補助金について、補助事業者に返還を求めます。